

# 行内業務監査部門とコンプライアンス体制

## コンプライアンスに徹した透明性の高い経営

当行は、銀行の公共的使命に鑑みあらゆる法令や諸規則を遵守し、業務の健全かつ適切な運営の実現、揺るぎない信用・信頼の確立に注力しています。このために当行はコンプライアンスを経営の基本原則と位置付け、コンプライアンスの枠組みを作るに止まらず、法令・諸規則の理解、遵守、遵守状況の点検、疑義ある場合の是正というプロセスを重視しています。また行内業務監査部門は、清冽で透明性の高い業務運営実現のため、適法性、適正性、並びに効率性などを評価・検証したうえ、取締役会、経営会議および監査役に報告するとともに、必要に応じ各部室店に指示・勧告・指導を行っています。

以下では、行内業務監査部門の組織、行内業務監査の基本的考え方、コンプライアンス体制について説明します。

### 特別顧問、行内業務監査委員会および行内業務監査担当役員傘下の組織

#### 1. 特別顧問

行外より招聘した特別顧問は、経営および業務執行サイドの検証に加え、内部管理体制強化などの諸施策の実施状況について監視や評価および当行に対する助言や勧告を行っています。

#### 2. 行内業務監査委員会

行内業務監査委員会は、経営会議の決定した行内業務監査の基本方針に基づき、行内業務監査に関する重要な事項を評議・決定します。行内業務監査委員会は、執行役員のなかから選任された構成員のほか、行外より招聘した法律・会計などの専門分野において高い識見を有する外部特別委員から構成されています。

#### 3. 行内業務監査担当役員傘下の組織

行内業務監査委員会の委員長である行内業務監査担当役員のもとに、次の各室が配置されています。

##### (1) 行内業務監査室

行内業務監査室は、業務監査や法令遵守に係わる企画、個別テーマごとの業務監査を行うほか、行内業務監査委員会の事務局でもあります。

また、昨年11月には、マーケット&トレーディング・カンパニーの法令遵守に係わる企画・指導などを行うコンプライアンス・オフィサーを室内に設置しました。

社会的責任推進室は、行内業務監査室の室内室として銀行の公共性に照らし疑義ある取引の検証を行うとともに、検証の結果、銀行の公共性に照らし疑義ありと判定した取引について所管部店に貸出金の回収や取引の中断などを指示・勧告・指導しています。

##### (2) 資産監査室

資産監査室は、資産の健全性確保の観点から自己査定結果、査定基準の遵守状況、償却・引当の妥当性の検証を行うとともに、銀行の公共性の観点からも疑義の有無についての検証を行っています。検証の結果、資産の健全性に疑義ありと判定した取引については、営業部店・審査部門に貸出金の回収や取引の中断などを指示・勧告・指導しています。

### (3) 検査室

検査室は、検査を通じ業務および事務の正確かつ効率的な運営を推進するとともに、業務監査的手法を導入し、法令・諸規則の遵守状況を含む内部管理体制やリスク管理体制の評価・検証を行うことにより、内部牽制機能の一層の強化を図っています。

### (4) 法務室

法務室は、コンプライアンス体制強化の観点から、法務に関する事項の基本的企画・管理や法務に関する調査・研究・指導のほか、法令の遵守状況に係わる指導も行っています。

## 行内業務監査の基本的考え方

### 1. 権限と責任の明確化

組織の各段階において責任ある意思決定が行われるようにするため、権限と責任の明確化の状況について制度・運営の両面から継続的な業務監査を実施しています。

### 2. 資産の健全性の確保

債権の管理状況、不良債権発生未然防止策の実施状況などを監査し、業務運営サイドに対する牽制機能の発揮を通じて資産の健全性の確保を図っています。

### 3. 内部検査の充実・強化

事務手続の遵守状況についての検査に加え、業務監査的手法を導入し、内部管理体制が適正かつ効率的に機能しているか、また相互牽制が効果的に働いているかを監査することにより内部検査の充実・強化に努めています。

### 4. 反社会的勢力への対応

反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨むとの強い意志をあらゆる組織に徹底し、反社会的勢力との取引を排除するとの観点から管理体制を強化し、必要な指示・勧告・指導を行っています。

### 5. 法令・諸規則の遵守の向上

あらゆる機会を捉え、役職員の法令・諸規則の遵守状況および諸規則の妥当性を監査し、法令・諸規則の遵守意識を向上させるよう努めています。

## コンプライアンス体制

### 1. コンプライアンスの基本方針などの制定

昨年7月に制定した「コンプライアンスの基本方針」に基づき、毎年「コンプライアンス・プログラム」と呼ばれる具体的な実践計画を策定し、コンプライアンス推進のための諸施策を展開しています。「コンプライアンス・プログラム」の実践により、当行はコンプライアンス体制の強化に努めています。

### 2. 各業務を担当する部室店長による自己点検

法令・諸規則の遵守意識の向上、疑義ある事例の是正、遵守状況の点検については、各業務を担当する部室店長が自らの責任で行うこととしています。具体的には、全部室店に「コンプライアンス責任者（部室店長が就任）や「コンプライアンス管理者（各部室店長に次ぐ職位にある者のうち、コンプライアンス責任者の指名を受けた者が就任）」を配置しています。

また、コンプライアンスについて行員が相談できる「コンプライアンス相談窓口」を法務室に設置し、相互牽制を図っています。

3. 行内業務監査部門による点検

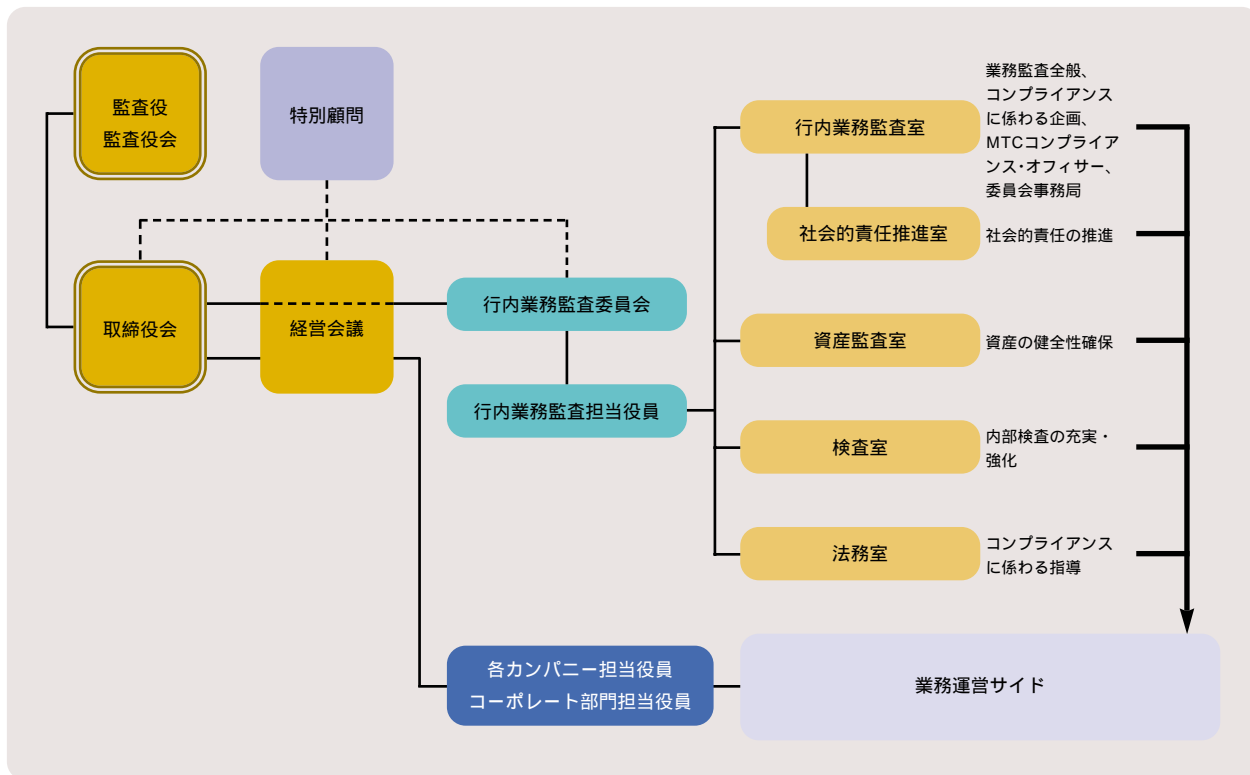
部室店長による自己点検に加え、行内業務監査部門が法令・諸規則の遵守状況に係わる業務監査や指導を実施します。必要に応じ行内業務監査委員会の外部特別委員より意見を聴取し、その意見を業務運営の中に反映させることとしています。

4. 行外の第三者による点検

さらに、特別顧問から役職員の法令・諸規則の遵守状況について評価や助言などを受けています。

当行は、このような体制のもとでコンプライアンスに係わる組織的・体系的な取り組みを図ることによって、コンプライアンスに徹した透明性の高い経営を長期間にわたり確保してまいります。

▼行内業務監査部門の本部組織



(平成12年5月末現在)